

テレジア・デグナー 2018年

インクルーシブな平等をめざして：障害者権利委員会の10年

(仮訳：佐藤久夫)



CRPD 10 YEARS

disability rights are human rights

INT_CRPD_INF_20_27621_E

Towards Inclusive Equality:

10 Years Committee on the Rights of Persons with Disabilities

© Theresia Degener, 2018

Written by: Marine Uldry and Theresia Degener

(原文は CRPD 委員会のサイトの Events からでも上記文書番号の検索でも入手可能)

目次

- I. はじめに
- II. 条約に基づいて CRPD 委員会が実施した活動
 - A. 一般的意見とガイドライン
 - B. 締約国が提出した報告書の検討
 - C. 総括所見のフォローアップ
- III. 選択議定書に基づいて CRPD 委員会が実施した活動
 - A. 個人通報に関する見解
 - B. 見解の実行のためのフォローアップ手続き

C. 調査の手続き

IV. 委員会の意見、勧告、見解の概要

A. 障害者の権利の理解

- i. 新しい障害の理解：障害の人権モデル
- ii. 障害への人権に基づくアプローチの適用

B. 締約国の主な義務

- i. 一般的な義務（第 4 条）
- ii. 経済的、社会的および文化的権利の漸進的実現（第 4 条 2）
- iii. 国内実施と監視（第 33 条）
- iv. 意識の向上（第 8 条）
- v. データ収集（第 31 条）
- vi. 国際協力（第 32 条）

C. 障害者とその代表組織の役割

- i. 国のレベルでの条約の実施と監視への障害者の参加（第 4 条 3 および 33 条 3）
- ii. 委員会の活動への障害者の参加

D. 主な横断的問題

- i. 平等、無差別および合理的配慮（第 5 条）
- ii. アクセシビリティ（第 9 条）
- iii. 障害者の多様性
- iv. ジェンダー

E. 委員会が扱った事項

- i. 相当な生活水準と社会的保障（第 28 条）
- ii. 司法と手続き上の配慮へのアクセス（第 13 条）
- iii. 身体の自由と安全の権利（第 14 条）および自立生活と地域社会へのインクルージョンの権利（第 19 条）：脱施設への道
- iv. 法律の前での平等な認識と支援による意思決定（第 12 条）
- v. すべての環境における生命に対する権利および虐待、暴力、有害な行為からの自由（第 10 条、16 条、17 条）
- vi. 健康（第 25 条）、ハビリテーションおよびリハビリテーション（第 26 条）および強制入所と強制治療の禁止（第 12、14、15、16 および 17 条）
- vii. インクルーシブ教育（第 24 条）
- viii. 危険な状況と緊急事態（第 11 条）
- ix. 労働と雇用（第 27 条）

F. 誰一人取り残さない：国際開発戦略における障害者の権利

I. はじめに

1. 2018年10月は、障害者の権利に関する委員会（「CRPD委員会」）の10周年にあたる。この委員会は、障害者権利条約（「CRPD」）とその選択議定書の実施を監視するための、障害者の権利に関する18人の選ばれた独立した専門家で構成されている。この条約と議定書は、2006年12月13日に採択され、2008年5月3日に発効した。

2. CRPDは、2018年5月の時点で161の署名国と177の批准・加盟国をもち、最も迅速に批准された国際人権条約である。委員会は、ジュネーブで年に2回の定例会期を開催して締約国の定期報告書を検討および評価し、ガイドラインと一般的意見を作成し、条約の条項の違反に関連する個人通報（individual communication）と調査（inquiry）を検討する。2009年2月から2018年3月までに19の会期を開催し、68の締約国によるCRPDの実施を評価した。年に1回ニューヨークで条約の締約国会議が開催され、条約を批准した国々が会合して条約の実施に関連する事項を検討している。これは、最もはつらつとした活動的な締約国会議で、毎年800人以上の参加者があり、CRPDが定める権利に関する多くの実質的な問題を取り上げている。2017年まで、CRPD委員会の委員長は締約国会議に参加した。

3. 委員会の活動は、このように濃密で多様である。このレポートは、委員会の過去10年の活動と、CRPDの条項をどう理解すべきかに関する概要を示す。

II. 条約に従ってCRPD委員会が実施した活動

A. 一般的意見とガイドライン

4. 障害者権利条約の特定の条項をどう解釈すべきか、締約国への指針とするため、委員会は「一般的意見」と呼ばれる諸文書を採択した。最初の一般的意見は委員会の第11会期、2014年4月に採択された。2018年7月現在、6つの一般的意見が採択されている。これらの一般的意見は、条約の次の条項に焦点を当てている。平等と無差別に関する第5条（CRPD/C/GC/6）、障害のある女性と少女に関する第6条（CRPD/C/GC/3）、アクセシビリティに関する第9条（CRPD/C/GC/2）、法の前の平等な認識に関する第12条（CRPD/C/GC/1）、自立生活と地域社会へのインクルージョンに関する第19条（CRPD/C/GC/5）およびインクルーシブ教育の権利に関する第24条（CRPD/C/GC/4）。条約第4条（3）および33条（3）に関する一般的意見草案は、2018年4月の第19会期で承認され、2018年9月に採択される予定である。

5. 並行して委員会は「ガイドライン」と呼ばれる諸文書を採択した。これも、締約国、障害者、およびその代表組織が、条約を理解し、委員会の活動への関与の仕方を理解するため

の有用なツールである。2018年7月現在、次の7つのガイドラインがある：報告ガイドライン (CRPD/C/2/3; A/66/55、付録 V) および改訂版定期報告ガイドライン (CRPD/C/3)、個人通報に関するガイドライン (CRPD/C/5/3/Rev.1)、委員会の活動への障害者団体および市民社会組織の参加に関するガイドライン (CRPD/C/11/2、附属書 II)、総括所見フォローアップに関するガイドライン (CRPD/C/12/2、附属書 II)、障害のある人の身体の自由と安全に関する条約第 14 条に関するガイドライン (A/7255、附属書)、および独立した監視枠組みに関するガイドライン (CRPD/C/1/Rev.1、付録)。

B. 締約国が提出した報告書の検討

6. 委員会の主要かつ最もエネルギーを要する活動の一つは、批准国による条約の実施を監視することである。そのために委員会は、CRPD の第 35 条の要求に従って、締約国から提出された報告書を審査し、条約のより良い実施のための勧告を含む総括所見を採択する。CRPD 委員会の第 19 会期終了日の 2018 年 3 月 9 日までに、委員会は、地域統合組織である欧州連合 (EU) の報告書を含む、68 の締約国の報告書を検討した¹。締約国報告から生じた実質的な問題に関する質問を含む事前質問事項を同数作成し、報告書に関する提案と一般的な勧告を含む総括所見をまとめた²。

7. 「審査の最初のサイクル」と呼ばれる、委員会によるすべての締約国の初回審査はまだ進行中である。これは、条約の批准国の数が増えたことと、一部の締約国の報告書の提出の遅れによる。最初の締約国審査に続く定期的な審査は、2013 年に委員会によって確立された「簡易報告手続き」に従うことができる。2017 年 4 月の第 17 回会期で委員会は、この手続きに従った最初の報告前質問事項 (list of issues prior to reporting) を採択した。定期報告で各国は、総括所見で委員会が示した勧告の実行状況と発生してきた新しい展開について報告する。詳細は、委員会の 2009 年報告ガイドライン (CRPD/C/2/3; A/66/55、附属書 V) および 2016 年改訂定期報告ガイドライン (CRPD/C/3) を参照。

C. 総括所見のフォローアップ

8. 委員会は、総括所見の中で具体的な懸念事項を特定し、締約国が焦点を当てるよう求め

¹ These reports and the concluding observations adopted by the Committee are available on the website of the Committee at <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/>.

² For more information see Rule No. 5 and Rule No. 42 (2) of the Rules of Procedure of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD/C/4/2), and paragraphs 5 and 13-16 of the Working methods of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD/C/5/4).

る。適切な実施を確実にするために、フォローアップ手順の一部として、これらの勧告事項の実施に関する書面による情報提供を審査済み締約国に要求する場合がある。この手順は、委員会の作業方法 (CRPD/C/5/4) のパラグラフ 19-22 および 2014 年の総括所見のフォローアップの手順に関するガイドライン (CRPD/C/12/2、付録 II) で説明されている。これらのガイドラインは、フォローアップに関する報告者と対比した国別報告者の役割、フォローアップする勧告項目を特定する基準、および締約国の回答を評価する基準を取り扱っている。委員会は、回答を「満足」、「部分的に満足」、または「不満足」とみなす場合がある。

9. 委員会は、2015 年 4 月の第 13 回会期と 2018 年 2 月の第 19 回会期の私的会合の 2 回のみ、フォローアップ活動に取り組んだ³。委員会は、第 19 回会期の報告書において、今後締約国の総括所見のフォローアップ活動を検討するための時間が不足し続けることを予見し、フォローアップに関する締約国の報告の検討は 1 年に 1 回または 2 年に 1 回のみとすることとした。

III. 選択議定書に基づいて CRPD 委員会が実施した活動

A. 個人通報に関する見解

10. CRPD の選択議定書の下で、委員会は、条約およびその選択議定書を批准した国の管轄下にある個人または個人に代わる者あるいは個人のグループからの通報を受け取り、検討することができる⁴。2018 年 7 月までに、選択議定書の第 5 条に基づいて委員会は、締約国が条約に基づく権利を侵害したと主張する個人または個人のグループが提出した 24 の通報を検討した。これらの 24 の通報のうち、2 つは中止され、8 つは受理できないと判断された。他の 22 ケースは、委員会による調査をまだ待っている⁵。

³ See Report on Follow-up to Concluding Observations (CRPD/C/19/R.2).

⁴ See Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.

⁵ The State Party, communication number, subjects and articles of the Convention invoked are available on the website of the Committee at:

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/Tablependingcases.aspx>.

11. 委員会が検討した通報の大部分は、差別（7 通報）⁶、アクセシビリティ（6 通報）⁷、司法へのアクセス（5 通報）⁸、政治および公的活動への参加（5 通報）⁹の問題に関係する。その他の違反は、法の前での平等な認識、自由と安全、拷問および残虐な、非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰の禁止、個人をそのままの状態に保護すること、自立生活と地域社会へのインクルージョン、表現および意見の自由、情報へのアクセス、健康、ハビリテーションとリハビリテーション、労働と雇用に関するものであった。

B. 見解の実行のためのフォローアップ手続き

12. 委員会は、総括所見のフォローアップと同様に、個人通報に関する見解の実施をフォローアップする手続きを採択した。2013 年 9 月から 2018 年 3 月の間に、個人通報に関する見解のフォローアップに関する 9 つの中間報告書を採択し、その見解を実施するために締約国がとるべき措置を指定した¹⁰。報告書は、国がとった措置を説明し、通報者の意見とフォローアップのための特別報告者からの勧告事項を含んでいる。評価システムを使用して、当該国がとった措置の有効性を、満足（A）から、部分的に満足（B1、B2）、不満足（C1、C2）、委員会への協力なし（D1、D2）、委員会の勧告に正反対（E）の区分で決定する。

13. 第 19 会期の終了時点で、委員会は、個人通報に関する 9 つの見解の実施をフォローアップしていた。個人通報に関する 2 つの見解のフォローアップを中止したが、1 つは国が満足な措置を講じ（通報 08.2012）、もう 1 つは不満足な措置であった（通報 03.2011）。別のケースでは、委員会は個別の勧告に関するフォローアップを中止したが、一般的な勧告のフ

⁶ See *H.M. vs. Sweden* (CRPD/C/7/D/3/2011), *Jungelin v. Sweden* (CRPD/C/12/D/5/2011), *F. v. Austria* (CRPD/C/14/D/21/2014), *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013), *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013), *Noble v. Australia* (CRPD/C/16/D/7/2012), *X. v. Tanzania* (CRPD/C/18/D/22/2014).

⁷ See *Nyusti and Takács v. Hungary* (CRPD/C/9/D/1/2010), *X v. Argentina* (CRPD/C/11/D/8/2012), *F. v. Austria* (CRPD/C/14/D/21/2014), *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013), *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013), *Bacher v. Austria* (CRPD/C/19/D/26/2014).

⁸ See *A.M. v. Australia* (CRPD/C/13/D/12/2013), *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013), *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013), *Noble v. Australia* (CRPD/C/16/D/7/2012), *X. v. Tanzania* (CRPD/C/18/D/22/2014), *Makarov v. Lithuania* (CRPD/C/18/D/30/2015).

⁹ See *Bujdosó et al. v. Hungary* (CRPD/C/10/D/4/2011), *A.M. v. Australia* (CRPD/C/13/D/12/2013), *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013), *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013), *Fiona Given v. Australia* (CRPD/C/19/D/19/2014).

¹⁰ See the following reports: CRPD/C/10/3, CRPD/C/11/3, CRPD/C/12/3, CRPD/C/13/4, CRPD/C/14/3, CRPD/C/15/3, CRPD/C/16/3, CRPD/C/17/3, CRPD/C/19/3.

フォローアップは継続している（通報 02.2010）。

C. 調査の手続き

14. 選択議定書の下で委員会はまた、「監視している条約に定める権利が国家によって体系的に侵害されていることを示す信頼できる情報」を受領した場合には、選択議定書を批准した締約国に関する調査（inquiry）を行うことができる¹¹。

15. 2018年7月までに委員会は2つの調査を行った。2016年9月の第16会期に委員会は、CRPD第19、27、28条の違反の疑いに関する英国に対する調査に関する報告書（CRPD/C/15/4）を採択した。それは社会福祉改革が、障害のある人の自立生活と地域社会へのインクルージョンの権利、相当な生活水準と社会的保障の権利、そして労働と雇用の権利に与えるマイナスの影響の訴えに関するものである。2018年3月の19会期には、スペインに対する調査に関する報告書（CRPD/C/18/R.2）を採択した。これは障害に基づく、主流の教育システムからの障害のある人の構造的排除と隔離の訴え（条約第24条違反の疑い）に関する調査である。両方の報告で、委員会は両締約国の条約違反を発見した。

IV. 委員会の意見、勧告、見解の概要

A. 障害者の権利の理解

i. 障害の新しい理解：障害の人権モデル

16. 障害者権利条約は、障害の医学（医療）モデルおよび慈善モデルから障害の人権モデルへの障害の理解の移行を反映している。前者は、社会的排除の原因として個人の機能障害に焦点を当て、障害者を「保護」の対象と見てきた。条約の前文¹²と第1条¹³の障害者の定義

¹¹ See article 6, paragraph 1 of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.

¹² The preamble (e) of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities recognizes that disability is an evolving concept and that disability “results from the interaction between persons with impairments and attitudinal and environmental barriers that hinders their full and effective participation in society on an equal basis with others.”

¹³ In Article 1 CRPD persons with disabilities are defined as persons with disabilities as “those who have long-term physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society on an equal basis with others.”

は、障害が社会的に構築されたものであり、障害者を排除するのは個人の機能障害ではなく社会内の障壁であるという、この新しい理解を反映している。

17. 障害者権利委員会は、この新たな理解の重要性を支持し強調した。委員会は最初の声明で、障害の医学モデルから人権モデルへの即時移行の重要性を強調した¹⁴。委員会は、いくつかの機会に、障害の人権モデルを理解し実施できなかったことが、社会における障害のある人の排除の主な原因であると指摘した。例えば、これは、障害のある人のインクルーシブ教育へのアクセスについての締約国の困難に表れている¹⁵。インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号(2016年)(CRPD/C/GC/4)において、委員会は、締約国が障害の人権モデルを採用し¹⁶、人権に基づいた法律を導入、実施し¹⁷、障害の人権モデルに基づいた訓練を実施すべきである¹⁸と強調した。

18. 時の経過とともに委員会は、締約国が障害の人権モデルをどのように理解し、実施すべきかについて具体的に明確にしてきた。自立生活と地域社会へのインクルージョンに関する一般的意見No.5(CRPD/C/GC/5)で、障害の人権モデルは「必要な支援サービスの種類や量を含め、いかなる理由にせよ障害のある人を[社会から]排除することを許さない。」と強調した¹⁹。平等と無差別に関する一般的意見No.6(CRPD/C/GC/6)で委員会は、通報SC対ブラジル(CRPD/C/12/D/10/2013)に関する2014年の見解の立場を改めて表明した。そこでは障害の人権に基づくモデルは、「障害はアイデンティティのいくつかの層の1つ」として、障害のある人の多様性を考慮することを求めているとした²⁰。

19. 障害の人権モデルは、委員会の総括所見の第1—4条で一貫して言及され、頻繁に意識向上に関する第8条、人の自由と安全に関する第14条(特に脱施設との関係で)、健康に関する第25条、相当な生活水準および社会的保障に関する第28条で言及されている²¹。

ii. 障害への人権に基づくアプローチの適用

¹⁴ A/66/55, Annex IX, paragraph 3.

¹⁵ See General Comment No. 4 (CRPD/C/GC/4), paragraph 4 (a).

¹⁶ General Comment No. 4, paragraph 44.

¹⁷ General Comment No. 4, paragraph 62.

¹⁸ General Comment No. 4, paragraph 36.

¹⁹ General Comment No. 5 (CRPD/C/GC/5), paragraph 60.

²⁰ General Comment No. 6 (CRPD/C/GC/6), paragraph 9.

²¹ Other articles under which the Committee mentioned the human rights model of disability in one or a couple of concluding observations are articles 7, 12, 15, 19, 24, 27, 31 and 32.

20. 障害の人権モデルと並行して、委員会は障害への人権に基づくアプローチを適用する。人権モデルは障害の概念に焦点を当てているが、人権に基づくアプローチは障害のある人に焦点を当て、障害のある人を完全な権利保有者として認める²²。これらの2つの概念は相互に影響を及ぼしているため（つまり、障害の人権モデルを採用していないため、障害のある人が完全な権利保有者として認識されない）、これらの概念の間には混乱があるが、委員会は障害への人権に基づくアプローチの適用の重要性を継続的に強調してきた。

21. 委員会は、締約国が人権に基づくアプローチに沿って条約の規定を適用しなければならないと強調した。障害のある女性と女子に関する一般的意見 No. 3 (CRPD/C/GC/3) において委員会は、人権に基づくアプローチによって障害のある女性と女子の人権を促進、保護、実現し、彼女らを明確な権利保有者として認識する締約国の義務を想起した²³。例えば、障害のある女性の公共の意思決定への参加を促進することなど²⁴。一般的意見 No. 5 と No. 6 の両方で委員会は、支援サービスにアクセスするための受給適格基準と手順を、締約国が無差別的な方法で定義する場合の人権に基づくアプローチの適用について言及している²⁵。

22. 委員会の総括所見では、人権に基づくアプローチは主に第 1～4 条、平等および無差別に関する第 5 条、意識向上に関する第 8 条、統計およびデータ収集に関する第 31 条で言及された。また、より散発的にはあるが司法へのアクセスに関する第 13 条、拷問または残酷、非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは処罰からの自由に関する第 15 条、自立生活及び地域社会へのインクルージョンに関する第 19 条、プライバシーの尊重に関する第 22 条、健康に関する第 25 条と政治的および公的活動への参加に関する第 29 条でも言及されている。定期報告に関する 2016 年の改訂ガイドラインでは、第 1 条、8 条、19 条で人権に基づくアプローチに言及し、SDGs の実施に関してこれに言及している（パラ 1 (d)）。

B. 締約国の主な義務

i. 一般的な義務（第 4 条）

23. CRPD 第 4 条は、条約の下での締約国の一般的な義務を扱っている。これらの義務は、尊重する義務（すなわち、障害のある人を差別している既存の法律、規制、慣習および行為

²² General Comment No. 5, paragraph 2.

²³ General Comment No. 3, paragraph 7.

²⁴ General Comment No. 3, paragraph 23.

²⁵ General Comment No. 5, paragraphs 61 and 71; General Comment No. 6, paragraph 59.

を修正または廃止し、条約と矛盾する行為または慣習を控えること）、保護する義務（すなわち、あらゆる個人、組織、または民間企業による障害に基づく差別をなくすための適切な措置を講じること）、および履行する義務（例えば、条約で認められた権利の実施のためのすべての適切な立法、行政およびその他の措置を採用すること、アクセス可能な情報を提供すること、訓練の促進など）に分けられる。

24. 委員会は、締約国の総括所見において締約国の一般的な義務に関してさまざまな勧告を行った。勧告は、たとえば「法律と政策の総合的な横断的レビューを開始して、それらを条約と一致させる」など一般的な性質のものの場合もある²⁶が、多くの場合、委員会は特定の法律の廃止または改正のような詳しい措置を提案する²⁷。

ii. 経済的、社会的および文化的権利の漸進的実現（4条2）

25. 条約第4条2項に基づき、締約国は、経済的、社会的、文化的権利（労働権、教育権、文化的な生活などへの参加の権利など）の完全な実現を、利用可能な資源を最大に活用して、漸進的に達成するための措置をとらなければならない。委員会は「漸進的な実現」をどう理解すべきか、これまで説明してきた。委員会は締約国に対し、2009年の定期報告に関するガイドラインで、漸進的に実行する権利と即時の実行を約束する権利とを初回報告で記載するよう要請した。委員会はその最初の宣言で、締約国は、経済的および財政的不安定が障害のある人の権利の完全な享受に影響を与えることを控えるべきであると強調した²⁸。

26. インクルーシブ教育に関する一般的意見 No. 4 において委員会は、漸進的実現は、締約国がその権利の完全な実現に向けて可能な限り迅速かつ効果的に取り組む特定かつ継続的な義務を負うことを意味すると指摘した。当該の権利の完全な実現に関して締約国に明確な義務を確立することは、条約の全体的な目的と併せて理解されなければならない²⁹。さらに、漸進的実現は、直ちに適用される義務を免ずるものではなく、締約国は、少なくとも、問題の各権利の最低限の必須レベルの満足を確保する最低限度の中核的な義務を負うことに留意した³⁰。

²⁶ See for instance concluding observations on Haiti (CRPD/C/HTI/CO/1), paragraph 5.

²⁷ See for instance concluding observations on Oman (CRPD/C/OMN/CO/1), paragraph 10.

²⁸ See first declaration by the Committee “Committee on the Rights of Persons with Disabilities: Looking forward” of 27 February 2009 (A/66/55, Annex IX), paragraph 6.

²⁹ General Comment No. 4, paragraph 40.

³⁰ General Comment No. 4, paragraph 41.

27. さらに、委員会は後に、漸進的実現の義務には、後退的措置、つまり既存の権利のレベルを低下させる措置の否定が想定されているとした³¹。後退的措置が採用される場合、締約国は、すべての代替案を慎重に検討した後に導入されたこと、および利用可能な最大限の資源の使用の面で十分に正当化されることを実証する必要がある³²。委員会はまた、法の前の平等な認識に関する第 12 条の規定³³および合理的配慮を提供する締約国の義務³⁴には、漸進的実現は適用されないことを明確にした。

iii. 国内実施と監視（第 33 条）

28. 条約の完全かつ適切な実施を確保するために、第 33 条は、締約国に対し、条約の実施に関連する事項について政府内の中央連絡先（focal point）を指定し、異なる部門および段階での行動を促進する調整メカニズムを確立することを要求している（第 33 条（1））。さらに、市民社会、特に障害のある人およびその代表組織の完全な関与と参加により（第 33 条（3））、条約の実施を促進、保護、監視するために、1 つ以上の独立したメカニズムを含む枠組みを確立する必要がある（第 33 条（2））。

29. 委員会は、アクセシビリティに関する第 9 条³⁵、自立生活と地域社会へのインクルージョンに関する第 19 条³⁶、インクルーシブ教育に関する第 24 条³⁷など、条約の特定の条項を監視する方法に関する情報を提供した。2016 年、委員会は、独立した監視枠組みと委員会の活動へのその参加に関するガイドラインを発行した（CRPD/C/1/Rev.1、付録）。監視の枠組みは完全に独立している必要があるため、国内人権機関は、条約の実施と監視の実行に重要な役割を担っている³⁸。委員会は、国内人権機関と独立した監視メカニズムとの会議を開催し³⁹、報告手続きの全段階、一般的な議論と一般的意見の日、議定書に基づく通報と調

³¹ General Comment No. 5, paragraph 44.

³² See Report on the Inquiry concerning the United Kingdom (CRPD/C/15/4).

³³ General Comment No. 1 (CRPD/C/GC/1), paragraph 30.

³⁴ Concluding observations on Spain (CRPD/C/ESP/CO/1), paragraph 44 in relation to inclusive education; General Comment No. 4, paragraph 31; General Comment No. 5, paragraph 46.

³⁵ General Comment No. 2, paragraph 48.

³⁶ See “Joint statement CRPD-GANHRI on monitoring article 19 at the national level”, of March 2018.

³⁷ General Comment No. 4, paragraph 74.

³⁸ See Guidelines on independent monitoring frameworks, paragraph 5.

³⁹ The Committee held its first ever meeting with NHRIs and NMMs in September 2014, at its twelfth session. See: Outcome of the meeting between the Committee and NHRIS (CRPD/C/12/2, annex V).

査の手続き、および能力構築活動を含む委員会の活動に参加するよう奨励した⁴⁰。委員会の第 19 会期には、GANHRI（国内人権機関世界連合）との協力で、年 1 回の対話式の議論が行われた。

iv. 意識の向上（第 8 条）

30. 委員会は、意識の向上が条約の効果的な実施のための前提条件の 1 つであることに留意した⁴¹。そのため委員会は、過去 10 年間にこの点を何度も取り上げた。第 8 条は、実際には、締約国にさまざまな義務を課している。この条項は、条約の下での権利についての障害のある人の意識の向上だけでなく、専門家および一般市民に対する、差別を防止および解消するための、およびより一般的な根強い文化的信念、否定的な態度、いじめ、ウエップによるいじめ、ヘイトクライム、差別的な用語を含む、固定観念、偏見、有害な慣行と闘うための意識の向上に関連している⁴²。

31. 委員会が採択したすべての一般的意見は、意識の向上に言及している。例えば、委員会は、認識の不足または欠如が、アクセシビリティの欠如の原因の一つであり⁴³、障害のある人に関する固定観念、誤解、偏見および有害な慣行に関連する構造的または体系的差別の原因の一つである⁴⁴ことを強調した⁴⁵。したがって、障害のある人の権利およびアクセシビリティ⁴⁶や合理的配慮などの条約のさまざまな側面に関するすべての関係者の訓練が不可欠である。委員会は、障害のある人とその代表組織と協力して意識向上活動を行うべきであると繰り返し示した⁴⁷。委員会はまた、メディアに対し、条約の目的に沿った方法で障害のある人を描写し、障害のある人に対する有害な見方を修正するよう奨励した⁴⁸。

v. データ収集（31 条）

⁴⁰ See Guidelines on independent monitoring frameworks.

⁴¹ See General Comment No. 2, paragraph 35.

⁴² See Guidelines on periodic reporting (CRPD/C/3), paragraph 10.

⁴³ General Comment No. 2, paragraph 19.

⁴⁴ General Comment No. 3, paragraph 17(e); General Comment No. 6, paragraphs 39.

⁴⁵ General Comment No. 4, paragraph 48; General Comment No. 5, paragraph 77.

⁴⁶ General Comment No. 2, paragraphs 19 and 35.

⁴⁷ General Comment No. 2, paragraph 35; General Comment No. 4, paragraph 48; General Comment No. 5, paragraph 77; General Comment No. 6, paragraph 73(f).

⁴⁸ General Comment No. 6, paragraphs 39.

32. 締約国による分類されたデータと統計の収集と分析は、条約の効果的な実施と監視に不可欠である⁴⁹。委員会は、締約国に対し、さまざまな問題に関して、また条約のさまざまな条項の下で、分類されたデータを収集するよう要請した。委員会は総括所見において、締約国に対し、条約の第1～4、5、6、7、11、12、13、14、16、17、19、23、24、25、27、28、29、31 および 32 条に基づくデータ収集を勧告した。

33. 委員会は、調査や「その他の分析方法」⁵⁰を使用してデータを収集する可能性があり、統計、物語 (narratives)、指標などのその他の形式のデータを幅広くカバーする必要があるとした⁵¹。データは、障害および年齢、性別、その他の関連要素を含む共通カテゴリ⁵²に基づいて体系的に分類する必要がある⁵³。実際には委員会は、人種、民族、宗教、移民関連状況、地理的位置、社会経済状況、雇用状況、収入、居住地、先住民コミュニティ、性的指向性を含めた。委員会は、一般的意見第6号で、「機能障害、ジェンダー、性別、性自認 (gender identity)、民族、宗教、年齢、または他のアイデンティティの層」⁵⁴に従って区別すべきであると指摘した。障害のある人の代表組織は、データの設計、収集、分析⁵⁵、および普及に関与する必要がある⁵⁶。2017年⁵⁷、委員会は、障害者統計に関するワシントングループが開発した質問セットとツールを使用して、比較可能な障害者統計を収集することを締約国に勧告し始めた⁵⁸。

vi. 国際協力 (第32条)

34. CRPD は第32条で、「締約国は、[...]条約の目的と趣旨の実現に向けた国内努力を支援するために、国際協力とその促進の重要性を認識する。」としている。国際協力は障害者の権利を促進し、条約を実施するツールとして使用されるべきである。アクセシビリティに関する一般的意見 No.2 では、委員会は、国際協力がアクセシビリティとユニバーサルデザ

⁴⁹ General Comment No. 6, paragraph 39; General Comment No. 3, paragraph 62; General Comment No. 4, paragraph 4(d).

⁵⁰ See for instance General Comment No. 5, paragraph 68.

⁵¹ General Comment No. 5, paragraph 71.

⁵² General Comment No. 5, paragraph 71.

⁵³ See Guidelines on periodic reporting (CRPD/C/3), paragraph 33 (e).

⁵⁴ General Comment No. 6, paragraph 34.

⁵⁵ General Comment No. 5, paragraph 71.

⁵⁶ See Guidelines on periodic reporting (CRPD/C/3), paragraph 33(c).

⁵⁷ See for instance concluding observations on Jordan (CRPD/C/JOR/CO/1), paragraph 60.

⁵⁸ See concluding observations on the United Kingdom (CRPD/C/GBR/CO/1), paragraph 65.

インの促進のツールとして使用される可能性があることを示した⁵⁹。たとえば、国際協力は、他の締約国、国際組織および国際機関と協力してアクセシビリティ標準を開発するために使用できる⁶⁰。また情報と「ノウハウ」を交換し、好事例を共有する方法でもある⁶¹。委員会は、インクルーシブ教育に関する一般的意見 No.4 でもこの点に言及した⁶²。平等および差別禁止に関する一般的意見 No.6 では、すべての国際協力の取り組みは障害のある人を含み込み、障害のある人にとってアクセシブルなものであり、条約によって導かれる必要があると強調した⁶³。

35. 委員会は、締約国が開発した国際協力措置は条約を完全に遵守しなければならないと強調した。公的資金を不平等の永続化に使用することはできない⁶⁴。締約国は、国際協力の一環として行われる投資とプロジェクトが障壁の永続化に寄与しないことを保証しなければならない⁶⁵。例えば、災害状況後の国際協力の場合、国家は障害のある人の施設的な場などの障壁を再構築⁶⁶するために投資が使用されないことを保証しなければならない⁶⁷。

C. 障害者とその代表組織の役割

i. 国のレベルでの条約の実施と監視への障害者の参加（4条3および33条3）

36. 委員会は設立以来、条約の実施と監視、および障害者の権利の向上における障害者の基本的な役割を繰り返し強調してきた⁶⁸。条約の実施に関する第4条（3）およびその監視に関する第33条（3）を参照して、委員会は、障害者に関するすべての意思決定プロセスにおいて、また条約の監視において、障害者の組織と体系的に協議し関与させる締約国の義務を明確にした。障害者の組織とは、委員会は、障害のある人が過半数（その会員数の少なくとも半分）で構成され、障害のある人によって統治され、指導され、指揮される組織と理解す

⁵⁹ General Comment No. 2, paragraphs 27 and 47.

⁶⁰ General Comment No. 2, paragraph 37.

⁶¹ General Comment No. 2, paragraph 47.

⁶² General Comment No. 4, paragraph 43.

⁶³ General Comment No. 6, paragraph 72.

⁶⁴ General Comment No. 2, paragraph 47.

⁶⁵ General Comment No. 5, paragraph 65.

⁶⁶ General Comment No. 5, paragraph 65.

⁶⁷ General Comment No. 5, paragraph 96.

⁶⁸ The first statement of the Committee (A/66/55, Annex IX) refers twice to the importance of involving organizations of persons with disabilities, see preamble and paragraph 4.

る⁶⁹。

37. 2018年3月、委員会は、2018年9月の第20会期に採択される予定の、条約の実施と監視への障害者の参加に関する一般的意見第7号の起草を開始した。

多様な障害者の範囲

38. 委員会は、締約国に対し、多様な範囲の障害者が条約の実施と監視に関与することを確保するよう要請する⁷⁰。委員会は一般的意見第3号において、国は特に障害のある女性の組織の参加を、例えば「障害特有の諮問機関およびメカニズムを超えて」⁷¹、促進しなければならないことに留意した。これは障害のある女性が障害者運動において歴史的に過小評価され、公的な意思決定への参加に対する多くの障壁に遭遇してきたためである。

39. 委員会は、障害のある人の多様なグループへの言及を増やした。委員会は、一般的意見No.5において、あらゆるレベルの意思決定者が、障害のある女性、障害のある高齢者、障害のある子ども、心理社会的障害のある人、知的障害のある人の団体を含め、すべての範囲の障害のある人を積極的に参加させ、協議しなければならないとした⁷²。一般的意見No.6では、第4条(3)および33条(3)の下で、子ども、自閉症の人、遺伝的または神経学的な状態の人、希少および慢性疾患のある人、アルビニズムのある人、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、またはインターセックスの人、先住民、農村社会、高齢者、女性、武力紛争の犠牲者、少数民族または移民の背景を持つ人を含む、より多様な障害のある人の団体に言及した⁷³。

彼らに関するすべての事項

40. 障害のある人の積極的な関与は、条約の実施に不可欠である。委員会は、一般的意見で障害者団体の参加に広く言及した。締約国は、障害のある人の生活に影響を与えるすべての

⁶⁹ Guidelines on the participation of disabled persons' organizations and civil society organizations in the work of the Committee (CRPD/C/11/2, annex II), paragraph 3.

⁷⁰ General Comment No. 5, paragraph 56; see also Guidelines on periodic reporting (CRPD/C/3), paragraph 7, which require States Parties to report on the degree of involvement and the diversity of persons with disability involved.

⁷¹ General Comment No. 3, paragraph 23.

⁷² General Comment No. 5, paragraph 70.

⁷³ General Comment No. 6, paragraph 33.

プログラムの設計、実施、監視に障害のある人を体系的に関与させ、相談すべきであるという事実に加えて、委員会は、特定の分野に関連する法制、政策その他の意思決定の策定と実施に際して、障害のある人が相談を受け、関与しなければならないと明確に述べている⁷⁴。

41. 委員会は、一般的意見と総括所見で、障害のある人の組織が関与すべき多くの事項を示した。これには次のものが含まれる；国内および国際レベルでのアクセシビリティ基準の開発、実施、および監視^{75 76}；平等政策と戦略⁷⁷；肯定的行動の措置⁷⁸；移行期計画の開発を含む脱施設化戦略^{79 80}；地域社会内での支援サービスおよび支援サービスへの投入資源⁸¹；緊急事態のすべての段階に関連する法制と政策⁸²；意識向上プログラムと活動⁸³；能力構築プログラム⁸⁴；データの収集と分析⁸⁵；インクルーシブ教育の監視⁸⁶；国、地域、国際レベルでの政治参加プロセス⁸⁷。

十分な予算と能力構築

42. 最近、委員会は、締約国が障害者団体の公平性、自律性および財政的持続可能性を確保すべきであると指摘した⁸⁸。資金は、条約第4条(3)⁸⁹および第33条(3)⁹⁰に基づく役割

⁷⁴ See for instance General Comment No.1, paragraph 50 (c).

⁷⁵ General Comment No. 2, paragraph 25.

⁷⁶ General Comment No. 2, paragraph 47.

⁷⁷ General Comment No. 6, paragraph 73(j).

⁷⁸ General Comment No. 6, paragraph 29.

⁷⁹ General Comment No. 5, paragraph 97.

⁸⁰ General Comment No. 5, paragraph 42.

⁸¹ General Comment No. 5, paragraph 56.

⁸² General Comment No. 6, paragraph 46.

⁸³ General Comment No. 2, paragraph 30; General Comment No. 5, paragraph 77.

⁸⁴ General Comment No. 6, paragraph 73(f).

⁸⁵ General Comment No. 6, paragraph 71.

⁸⁶ General Comment No. 4, paragraph 12.

⁸⁷ General Comment No. 6, paragraph 70(d).

⁸⁸ Concluding observations on Slovenia (CRPD/C/SVN/CO/1), paragraph 5(c).

⁸⁹ Concluding observations on Hungary (CRPD/C/HUN/CO/1), paragraph 14.

⁹⁰ Concluding observations on Nepal (CRPD/C/NPL/CO/1), paragraph 50; Concluding observations on the Federation of Russia (CRPD/C/RUS/CO/1), paragraph 67; Concluding observations on the Republic of Moldova (CRPD/C/MDA/CO/1), paragraph 59.

を果たせるようにするために十分でなければならず、資金調達の枠組みは彼らの独立性に影響を与えてはならない⁹¹。さらに、締約国は、障害のある人の代表的な組織が自らの権利を強化するために企画し実施する活動、プロジェクト、およびプログラムに十分な資金を提供する必要がある⁹²。いくつかの機会に委員会は、締約国が資金を提供すべき組織に具体的に言及した⁹³。また最近、障害のある人の組織の能力構築を支援するよう締約国に勧告することも始めた⁹⁴。

障害者とその代表組織の参加に関する新しい一般的意見

第 19 会期に委員会は、条約第 4 条 (3) および 33 条 (3) に関する一般的意見の作成作業を開始した。これは一般的意見 No.7 として採択される予定である。

ii. 委員会の活動への障害者の参加

43. 2014 年、委員会は、委員会の活動への障害者組織および市民社会組織の参加に関するガイドラインを公開した (CRPD/C/11/2、附属書 II)。このガイドラインは、障害のある人の組織および市民社会組織が、締約国の報告書の検討のための報告手続き、一般的意見の起草、一般的な議論の日、および個人通報と調査に関する手続きに参加する方法に関する詳細な情報を提供している。

44. 委員会は、委員会の活動に貢献した個人および組織に対するすべての脅迫行為および報復行為を非難した。委員の中から報復に関する連絡担当者を任命し、そのようなケースが関係する状況をフォローアップし助言を提供することを命じた。人権擁護者の安全を確保するために、組織は、提出文書またはブリーフィングへの参加を機密扱いとすることを要求することができる⁹⁵。

⁹¹ Concluding observations on the Federation of Russia (CRPD/C/RUS/CO/1), paragraph 12.

⁹² Concluding observations on Latvia (CRPD/C/LVA/CO/1), paragraph 7(e).

⁹³ Concluding observations on Slovenia (CRPD/C/SVN/CO/1), paragraph 5(c); Concluding observations on New Zealand (CRPD/C/NZL/CO/1), paragraphs 71-72.

⁹⁴ Concluding observations on Cyprus (CRPD/C/CYP/CO/1), paragraph 8; Concluding observations on Bosnia and Herzegovina (CRPD/C/BIH/CO/1), paragraph 6; Concluding observations on Turkmenistan (CRPD/C/TKM/CO/1), paragraph 12.

⁹⁵ Guidelines on the participation of disabled persons' organizations and civil society organizations in the work of the Committee, paragraph 33.

D. 主な横断的問題

i. 平等、無差別および合理的配慮（第5条）

インクルーシブな平等と無差別

45. 平等および無差別は、条約の基本であり、主要原則の1つである⁹⁶。委員会によると、平等と無差別は原則と権利であり、条約によって保証された国際的保護の礎石であり、条約に「うたわれている他のすべての原則と権利の解釈ツール」⁹⁷である。それらは、公共部門と民間部門の両方で即時適用の義務である⁹⁸。

46. 2018年3月、委員会は、平等と無差別に関する一般的意見 No.6 を採択した。これは現在、条約の第5条の主要解説文書となっており、次の諸次元での「平等の実質的モデルを包含し、平等の内容を詳細に示す」、インクルーシブな平等の概念を前進させたものである。

(a) 社会経済的不利益に対処するための公正な再分配の次元、(b) 汚名、固定観念、偏見、暴力と闘い、人間の尊厳とその交差性を理解する認識の次元、(c) 社会集団の一員としての人間の社会的性質を再確認し、社会へのインクルージョンを通じて人間性を完全に理解する参加の次元、(d) 人間の尊厳の問題としての差異への配慮をするための調整の次元⁹⁹。

「障害に基づくあらゆる形態の差別」の禁止

47. 障害に基づく差別は条約第2条で定義され、「合理的な配慮の否定を含むあらゆる形態の差別」と明示されている。委員会は、障害のある女性に関する一般的意見 No.3¹⁰⁰と、平等と無差別に関する一般的意見 No.6¹⁰¹において、障害に基づく多様な差別について詳しく述べている。差別の形態として禁止されるのは、直接差別、間接差別、関係者差別¹⁰²、合理

⁹⁶ Equality and equal treatment are mentioned in the preamble of the Convention and under articles 1, 3, 5, 6, 7, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 29 and 30. Non-discrimination and reasonable accommodation are mentioned in the preamble of the Convention and under articles 2, 3, 4, 5, 6, 14, 23, 24, 25, 27, 28 and 29.

⁹⁷ General Comment No. 6, paragraph 12.

⁹⁸ General Comment No. 6, paragraph 12.

⁹⁹ General Comment No. 6, paragraph 11.

¹⁰⁰ See General Comment No. 3, paragraph 17.

¹⁰¹ General Comment No. 6, paragraph 18.

¹⁰² General Comment No. 3, paragraph 17(c).

的配慮の否定¹⁰³、構造的または組織的差別¹⁰⁴、嫌がらせ¹⁰⁵、多重差別、交差差別などである¹⁰⁶。

48. 2018年7月現在、委員会が検討した24の個人通報のうち、7つが障害に基づく差別を構成した。第5条の違反は、合理的配慮の提供の失敗¹⁰⁷、公開されている情報通信技術および施設とサービスへの他者と平等なアクセスの拒否¹⁰⁸、障害に基づく恣意的な拘留¹⁰⁹、および暴力行為を防止し、効果的に操作し、処罰するために必要なあらゆる措置の不履行に関するものであった¹¹⁰。

合理的配慮

49. 委員会は、合理的配慮を提供する義務に関して重要な説明を行った。合理的配慮はCRPD第2条で定義され¹¹¹、条約の第5、14、24、27条で言及されている。委員会はまた総括所見において、第6、8、9、11、12、15、16、18、19、21、25、28、29条で時々合理的配慮に言及した。

50. 委員会は、合理的配慮と、アクセシビリティ¹¹²、手続き的配慮¹¹³、「肯定的行動措置」¹¹⁴を含む「特定の措置」、およびパーソナルアシスタントなどの支援措置¹¹⁵、または法的能

¹⁰³ General Comment No. 6, paragraph 18(c).

¹⁰⁴ General Comment No. 3, paragraph 17(e).

¹⁰⁵ General Comment No. 6, paragraph 18(d).

¹⁰⁶ General Comment No. 6, paragraph 19.

¹⁰⁷ *H.M vs. Sweden* (CRPD/C/7/D/3/2011), *Jungelin v. Sweden* (CRPD/C/12/D/5/2011), *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013), *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013).

¹⁰⁸ *F. v. Austria* (CRPD/C/14/D/21/2014).

¹⁰⁹ *Noble v. Australia* (CRPD/C/16/D/7/2012).

¹¹⁰ *X. v. Tanzania* (CRPD/C/18/D/22/2014).

¹¹¹ “Reasonable accommodation” means necessary and appropriate modification and adjustments not imposing a disproportionate or undue burden, where needed in a particular case, to ensure to persons with disabilities the enjoyment or exercise on an equal basis with others of all human rights and fundamental freedoms.

¹¹² See General Comment No. 2, paragraphs 25-26, and General Comment No. 6, paragraph 24.

¹¹³ General Comment No. 6, paragraph 25(d).

¹¹⁴ General Comment No. 6, paragraph 25(c).

¹¹⁵ General Comment No. 6, paragraph 25(c).

力を行行使するための支援¹¹⁶の区別を強調した。これらの措置とは異なり、合理的配慮は、個人に直接適用される「これから（将来の）」義務であり、配慮側に対する過剰または不当な負担によってしぼられる¹¹⁷。

51. インクルーシブ教育に関する一般的意見 No. 4 で、委員会は、「措置の合理性」の解釈の仕方に関する情報を提供した。配慮の関連性（重要性）および有効性と期待される差別に対抗する目標の分析を含む文脈テストの結果として「合理性」を説明している^{118 119}。その際、釣り合いも文脈によるとも強調している。合理的配慮を提供する義務の実施の指針となる重要な要素は、一般的意見 No. 6 で提供されている¹²⁰。

ii. アクセシビリティ（第9条）

52. アクセシビリティは、障害のある人が独立して生活し、社会に完全かつ平等に参加するための前提条件である。そのため、条約の主要な横断的条項の1つである¹²¹。委員会は、すべての一般的意見と総括所見、および通報に関する6つの見解でアクセシビリティを取り上げた¹²²。委員会の第11会期の2014年4月に採択された一般的意見 No. 2 は、アクセシビリティに関する詳細な文書である。

アクセシビリティ、ユニバーサルデザイン、合理的配慮

53. 委員会は、物理的環境、輸送、情報と通信およびサービスを含む、複雑な側面のすべてにおいてアクセシビリティに対処しなければならないことに留意した¹²³。採用されたアプ

¹¹⁶ General Comment No. 2, paragraph 34.

¹¹⁷ General Comment No. 6, paragraph 25(b).

¹¹⁸ General Comment No. 4, paragraph 28.

¹¹⁹ General Comment No. 4, paragraph 30.

¹²⁰ General Comment No. 6, paragraph 26.

¹²¹ Accessibility is mentioned in the preamble of the Convention and in article 2 on definitions, article 3 on general principles, article 4 on general obligations, article 21 on freedom of expression and opinion, and access to information, article 24 on inclusive education, article 27 on work and employment, article 30 on participation in cultural life, recreation, leisure and sport and article 31 on data collection.

¹²² *Nyusti and Takács v. Hungary* (CRPD/C/9/D/1/2010), *X v. Argentina* (CRPD/C/11/D/8/2012), *F. v. Austria* (CRPD/C/14/D/21/2014), *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013), *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013), *Bacher v. Austria* (CRPD/C/19/D/26/2014).

¹²³ General Comment No. 2, paragraph 13.

ローチは、差別禁止に由来する。すなわち、障害のある人は、効果的かつ平等なアクセスが保証され、尊厳が尊重される方法で、公開または提供されているすべての商品、製品、サービスに平等にアクセスできる必要がある。そのため、一般に公開されている製品とサービスは、公的機関または民間企業が所有および/または提供するかどうかに関係なく、すべての人がアクセスできる必要がある¹²⁴。さらに委員会は、アクセシビリティ基準の厳格な実施を通じてアクセス権が確保されることに留意した。アクセスの障壁は、完全なアクセシビリティの達成を目的として、体系的かつ継続的に監視される方法で徐々に取り除かれるべきである¹²⁵。

54. ユニバーサルデザインは、社会をすべての人間が利用できるようにするアクセシビリティの重要な要素である¹²⁶。条約第 2 条では、「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人を使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計」をいうと定義している。委員会は、一般的意見 No.2 で、すべての新しい商品、製品、施設、技術およびサービスへのユニバーサルデザインの厳格な適用により、障害のある人を含むすべての潜在的消費者に完全、平等かつ無制限のアクセスを確保すべきであること、そして、障壁のない特定の空間内の動きを含め、ある空間から別の空間への個人の移動の制約のない連鎖の構築に貢献すべきであることに留意した¹²⁷。アクセシビリティはグループに関連しており、合理的配慮とは異なり、アクセシビリティを提供する義務は事前の義務であり、無条件であることに留意した¹²⁸。

55. 新しい商品、製品、施設、技術、サービスのユニバーサルデザインを確保することに加えて、アクセシビリティは、残っている障壁の除去を伴う。締約国は、明確な時間枠を確立し、その除去に十分な資源を割り当てる必要がある¹²⁹。締約国は、条約に沿って、アクセシビリティに関する法的規定を採択するか、現行法をアクセシビリティの要件を取り入れて見直すべきである¹³⁰。また、公共調達法にアクセシビリティに関する要件を取り入れ¹³¹、アクセシビリティの最低基準を確立し¹³²、十分な能力を備え、計画、戦略、基準が確実に実施

¹²⁴ General Comment No. 2, paragraph 13.

¹²⁵ General Comment No. 2, paragraph 14.

¹²⁶ General Comment No. 2, paragraph 16.

¹²⁷ General Comment No. 2, paragraph 15.

¹²⁸ General Comment No. 2, paragraph 25. See also General Comment No. 4, paragraph 29.

¹²⁹ General Comment No. 2, paragraph 24.

¹³⁰ General Comment No. 2, paragraph 31.

¹³¹ General Comment No. 2, paragraph 32.

¹³² General Comment No. 2, paragraph 30.

され、執行されるための適切な使命を備えた、効率的なモニタリング機関を備えた効果的なモニタリング枠組みを開発すべきである¹³³。

56. 委員会は、一般的意見 No.2 において、締約国は障害に関する法律に ICT¹³⁴（情報および通信機器またはアプリケーションとその内容を含む包括用語）を含めることができないことが多いと強調した。この法律を見直して、ラジオ、テレビ、衛星、携帯電話、固定回線、コンピューター、ネットワークハードウェア、ソフトウェアなどの幅広いアクセス技術を含む ICT を含める重要性を強調した¹³⁵。たとえば、2014 年以降、委員会は締約国に対し、ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドラインの遵守を推奨している¹³⁶。また、すべての情報とコミュニケーションは、点字、手話言語、字幕、わかりやすい版、補助的で代替的なコミュニケーション様式を含むアクセス可能な形式で提供されるべきであることを継続的に強調した。2014 年以来、委員会は、締約国に対し、文化生活、レクリエーション、レジャーおよびスポーツへの参加に関する第 30 条に基づく勧告で、盲人、視覚障害のある人、またはその他の印刷物の判読に障害のある人の出版物へのアクセスを促進するマラケシュ条約を批准し、実施するための適切な措置を講じることを一貫して勧告した¹³⁷。

CRPD 委員会の活動へのアクセシビリティ

57. 委員会は、アビリティネット、マイクロソフト、およびミドルセックス大学の研究者の外部アクセシビリティチームに、委員会の会議へのアクセシビリティに関するレポートの作成を委託した（2012）。

58. 委員会は、2012 年の活動方法書にアクセシビリティを盛り込んだ。そこでは、委員会はすべてのアクセシブルな形式で文書を配布すると述べている¹³⁸。委員会の通常予算では、手話言語通訳、字幕、および限られた範囲で点字を提供している。平易な言葉版とわかりやすい版の文書は、国連総会による委員会の予算に含まれていない。2017 年の終わりに、ジュネーブの国連事務所は試行事業を実施し、委員会の主要な文書の一部を平易な英語で作

¹³³ General Comment No. 2, paragraph 33.

¹³⁴ General Comment No. 2, paragraph 28.

¹³⁵ General Comment No. 2, paragraph 5.

¹³⁶ See for instance concluding observations on Ecuador (CRPD/C/ECU/CO/1), paragraph 23; concluding observations on Cyprus (CRPD/C/CYP/CO/1), paragraph 25.

¹³⁷ See for instance concluding observations on Costa Rica (CRPD/C/CRI/CO/1), paragraph 62.

¹³⁸ See Working methods of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities adopted at its fifth session (11-15 April 2011) (CRPD/C/5/4).

成した¹³⁹。

iii. 障害者の多様性

59. 条約の前文に沿って、締約国は障害のある人の多様性を認識すべきである¹⁴⁰。委員会は、あらゆる種類の機能障害のあるさまざまなグループの人々が直面する多くの障壁を取り上げつつ、この多様性を認識している。

あらゆる種類の機能障害のある人

60. 障害の新しい人権モデルは、時代遅れの医学モデルとは異なり、障害のある人を彼らの機能障害に還元しない障害の新しい理解に基づいている。ただしこれは、異なった機能障害のある人が社会で異なった障壁に直面する可能性があることを否定するものではない。その文脈で委員会は、障害の分類は人権に基づき、特定の障害者グループを排除しないものでなければならないと強調した¹⁴¹。

61. 委員会は、活動の開始以来、機能障害に従って、主に4つのグループに取り組んできた。それは、身体障害/運動機能障害のある人、知的障害のある人、心理社会的障害のある人、および聴覚機能障害のある人（ろう者および難聴者）、視覚機能障害のある人、およびより散発的に盲人¹⁴²または盲ろうを含む感覚機能障害のある人¹⁴³である。これらのグループの多様性は、委員会が受け取ったさまざまな通報にも表れている。委員会が採択した通報に関する決定のうち、2例は聴覚機能障害のある人¹⁴⁴、3例は視覚機能障害のある人¹⁴⁵、3例は

¹³⁹See: <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/GC.aspx> (see “all CRPD General Comments”).

¹⁴⁰ Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Preamble (i).

¹⁴¹ See for instance concluding observations on Nepal (CRPD/C/NPL/CO/1), paragraph 8.

¹⁴² See for instance concluding observations on Kenya (CRPD/C/KEN/CO/1), paragraph 44.

¹⁴³ See for instance General Comment No. 2, paragraph 6; concluding observations on Argentina (CRPD/C/ARG/CO/1), Uganda (CRPD/C/UGA/CO/1) or Belgium (CRPD/C/BEL/CO/1).

¹⁴⁴ *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013), *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013).

¹⁴⁵ *Nyustiand Takács v. Hungary* (CRPD/C/9/D/1/2010), *Jungelin v. Sweden* (CRPD/C/12/D/5/2011), *F. v. Austria* (CRPD/C/14/D/21/2014).

知的障害および/または心理社会的障害のある人¹⁴⁶、4例は運動機能障害のある人¹⁴⁷、1例はアルビニズムの人¹⁴⁸、もう1例は複数の機能障害のある人¹⁴⁹、最後にもう1例は変性（退行性）疾患のある人¹⁵⁰に関するものである。

62. 委員会はこの間、一般的意見または締約国報告の定期的な検討中に他のグループにも言及した。教育の権利に関する一般的意見 No.4¹⁵¹と2014年の総括所見¹⁵²で自閉症の人に初めて言及し、障害のある女性に関する一般的意見 No.3¹⁵³と2016年の総括所見¹⁵⁴でアルビニズムの人に言及した。また時折「複雑な身体障害」¹⁵⁵、認知機能障害¹⁵⁶、運動機能障害¹⁵⁷、複数の形態の障害¹⁵⁸、神経学的および認知状態¹⁵⁹、ハンセン病の人々¹⁶⁰、およびアルツハイマー、認知症および多発性硬化症を含む神経変性状態の人々¹⁶¹について言及した。

交差性：障害のある人のさまざまなグループ

63. 障害はアイデンティティのいくつかの層の1つであるため¹⁶²、交差する多様な形態の差

¹⁴⁶ *Bujdosó et al. v. Hungary* (CRPD/C/9/D/1/2010), *Noble v. Australia* (indigenous person with intellectual disability) (CRPD/C/16/D/7/2012), *Bacher v. Austria* (down syndrome and autism) (CRPD/C/19/D/26/2014).

¹⁴⁷ *A.F. v. Italy* (CRPD/C/13/D/9/2012), *Fiona Given v. Australia* (CRPD/C/19/D/19/2014), *Bacher v. Austria* (CRPD/C/19/D/26/2014), *Makarov v. Lithuania* (CRPD/C/18/D/30/2015).

¹⁴⁸ *X. v. Tanzania* (CRPD/C/18/D/22/2014).

¹⁴⁹ *X v. Argentina* (cognitive disorder, partial loss of vision and mobility problems) (CRPD/C/11/ D/8/2012).

¹⁵⁰ *H.M vs. Sweden* (CRPD/C/7/D/3/2011).

¹⁵¹ General Comment No. 2, paragraphs 6 and 35.

¹⁵² See concluding observations on New Zealand (CRPD/C/NZL/CO/1), paragraph 7.

¹⁵³ General Comment No. 2, paragraphs 5 and 30.

¹⁵⁴ See concluding observations on Uganda (CRPD/C/UGA/CO/1), paragraphs 8, 15 and 51.

¹⁵⁵ Concluding observations on Slovakia (CRPD/C/SVK/CO/1), paragraph 60.

¹⁵⁶ See concluding observations on Brazil (CRPD/C/BRA/CO/1), paragraph 54.

¹⁵⁷ See for instance concluding observations on El Salvador (CRPD/C/SLV/CO/1), paragraph 11 and concluding observations on Oman (CRPD/C/OMN/CO/1), paragraph 48.

¹⁵⁸ See General Comment No. 2, paragraph 6; concluding observations on Turkmenistan (CRPD/C/TKM/CO/1), paragraph 24 and concluding observations on Ukraine (CRPD/C/UKR/CO/1), paragraph 22.

¹⁵⁹ Concluding observations on the United Kingdom (CRPD/C/GBR/CO/1), paragraphs 23 and 55.

¹⁶⁰ Concluding observations on China (CRPD/C/CHN/CO/1), paragraphs 31 and 32.

¹⁶¹ Concluding observations on Canada (CRPD/C/CAN/CO/1), paragraph 12.

¹⁶² General Comment No. 6 (CRPD/C/GC/6), paragraph 9.

別に対処するために、障害のある人々のさまざまなグループを認識することも重要である。条約の前文では、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害のある人が直面する困難な状況」としているが、委員会は数年かけて、「他の地位」に含まれると理解される新たな理由を追加し、あるいは一般的意見 No.6 で「アイデンティティの他の層」として言及した¹⁶³。

64. すなわち、委員会は以下に言及した。女性¹⁶⁴；女の子と男の子；子ども；若者；高齢者；少数派、民族的、宗教的および/または言語的グループ（ロマ人を含む）¹⁶⁵；先住民；移民、難民、亡命希望者；国籍のない人¹⁶⁶；遠隔地または農村部に住む人々；障害のあるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー¹⁶⁷、クィア（迷っている人）¹⁶⁸、インターセックスの人¹⁶⁹；障害のあるアフリカ系子孫¹⁷⁰、およびその他の、関連する非常に特定の人々のグループ（たとえば、オーストラリアの障害のあるアボリジニおよびトレス海峡の島民¹⁷¹、エクアドルのアフリカ系エクアドルおよびモンビオの人々¹⁷²）。

iv. ジェンダー

65. 年々、ジェンダーの視点が CRPD 委員会の活動に多く含まれるようになった。委員会は、性別を障害のある人の多様性を構成する要素であり¹⁷³、障害のある女性に特に影響する交差的または複数の差別の理由と認識している¹⁷⁴。委員会は、障害のある女性と少女は、ほとんどの生活分野で¹⁷⁵、特に強制不妊、性的および身体的虐待、隔離を含む、ジェンダーに

¹⁶³ General Comment No. 6 (CRPD/C/GC/6), paragraph 34.

¹⁶⁴ Understood in a wide sense, see General Comment No. 3, paragraph 5.

¹⁶⁵ See Concluding observations on Hungary (CRPD/C/HUN/CO/1), paragraph 42 and concluding observations on Serbia (CRPD/C/SRB/CO/1), paragraph 59.

¹⁶⁶ Concluding observations on Cyprus (CRPD/C/CYP/CO/1), paragraph 16.

¹⁶⁷ Concluding observations on Colombia (CRPD/C/COL/CO/1), paragraph 57.

¹⁶⁸ General Comment No. 5, paragraph 23.

¹⁶⁹ Concluding observations on Canada (CRPD/C/CAN/CO/1), paragraph 20.

¹⁷⁰ Concluding observations on Brazil (CRPD/C/BRA/CO/1), paragraph 13.

¹⁷¹ Concluding observations on Australia (CRPD/C/AUS/CO/1), paragraph 12.

¹⁷² Concluding observations on Ecuador (CRPD/C/EQU/CO/1), paragraph 53.

¹⁷³ General Comment No. 2, paragraph 29.

¹⁷⁴ General Comment No. 1, paragraph 35.

¹⁷⁵ General Comment No. 3, paragraph 2.

基づく差別¹⁷⁶と暴力¹⁷⁷などの障壁に直面していると強調した¹⁷⁸。

66. 委員会は、ジェンダーの進んだ定義を採用した。2016年には、障害のある女性と少女に関する一般的意見 No.3 を採択し、「性は生物学的差異を指し、ジェンダーは社会または文化が男性的または女性的として描写する特性を指す」と述べ、性別とジェンダーの別を区別した¹⁷⁹。一般的意見 No.5 および一般的意見 No.6 は、さらに「ジェンダー アイデンティティ」¹⁸⁰および「ジェンダー表現」¹⁸¹に言及している。そのため、ジェンダーの平等と障害のある女性への言及は、進歩的な方法で理解する必要がある。委員会は、障害のある女性は均質のグループではなく、とりわけ障害のあるトランスジェンダーの女性とインターセックスの女性を含むと明確に述べた¹⁸²。

67. ジェンダーの平等と障害のある女性と少女の権利を確保するために¹⁸³、委員会は、締約国は、アクセシビリティ対策を開発し¹⁸⁴、保健医療（とくに、婦人科および産科サービスを含む生殖医療）¹⁸⁵を提供し、汚名、偏見および暴力¹⁸⁶に対処し、教育の権利¹⁸⁷および自立生活と地域社会への参加の権利¹⁸⁸の実現を確保する際に、ジェンダーを考慮する必要があることに留意した。この文脈で、すべての措置とその監視¹⁸⁹はジェンダーに敏感でなければならない。委員会はまた、障害のある女性と女子が、自分たちの生活に影響を与えるすべてのプログラムの設計、実施、監視に関与すべきであることを強調した¹⁹⁰。2017年には、締約国に対し、委員会の今後の選挙に障害のある女性を含めることを促進する必要性に留意す

¹⁷⁶ General Comment No. 5, paragraph 72.

¹⁷⁷ General Comment No. 5, paragraph 74.

¹⁷⁸ General Comment No. 5, paragraph 83.

¹⁷⁹ General Comment No. 3, paragraph 4(b).

¹⁸⁰ General Comment No. 5, paragraphs 8 and 60; General Comment No. 6, paragraph 34.

¹⁸¹ General Comment No. 6 paragraph 21.

¹⁸² General Comment No. 3, paragraph 5.

¹⁸³ General Comment No. 5, paragraph 72.

¹⁸⁴ General Comment No. 2, paragraph 29.

¹⁸⁵ General Comment No. 2, paragraph 40; General Comment No. 6, paragraph 66.

¹⁸⁶ General Comment No. 4, paragraph 46; General Comment No. 5 paragraph 35.

¹⁸⁷ General Comment No. 4, paragraph 46.

¹⁸⁸ General Comment No. 5, paragraph 23.

¹⁸⁹ General Comment No. 5, paragraphs 83 and 86,

¹⁹⁰ General Comment No. 3, paragraph 62(a)(iii).

るよう求めた¹⁹¹。

E. 委員会が扱った事項

i. 相当な生活水準と社会的保障（第 28 条）

68. いくつかの機会に委員会は、条約第 28 条に明記されている、障害のある人に相当な生活水準および社会的保障を提供するという締約国の義務を取り上げた。

69. 一般的意見 No. 2 では、一般の社会的保障の措置とサービスおよび障害に特化した社会的保障の措置とサービスの両方をアクセシブルな方法で提供する必要があり、社会住宅プログラムでは障害のある人がアクセス可能な住宅を提供する必要があると明記した¹⁹²。一般的意見 No. 6 では、締約国は、特に貧困な障害のある人のために、機能障害に関連するニーズのための適切で手頃な値段のサービス、機器、その他の支援へのアクセスを確保する義務があることに留意した¹⁹³。委員会は、障害のある人が障害に関連する費用を自分で支払うことは条約に反すると考えている¹⁹⁴。

70. 2017 年、英国に対する調査に関する委員会の報告書で、第 28 条についてのさらなる明確化がなされた¹⁹⁵。特に、障害のある人が質の高い、相当で、受け入れられ、適応可能な社会的保障プログラム¹⁹⁶へのアクセスを確保する義務は、（批准後）即座に発生することに留意した¹⁹⁷。社会保障の受給者の労働市場への参加促進を目的とする措置には、賃金が一定の基準値に達し安定するまでの所得保護を確保するための移行措置が含まれるべきであり、また、仕事を失った時には遅滞なく再び受給資格をもつべきであると強調した¹⁹⁸。福祉制度改革および緊縮措置は、障害のある人の権利に不釣り合いな、または悪い影響を与えてはな

¹⁹¹ Statement of the CRPD Committee “Achieving gender balance and equitable geographical representation in the elections of members of the Committee”, adopted during the Committee's seventeenth session (20 March-12 April 2017).

¹⁹² General Comment No. 2, paragraph 42.

¹⁹³ General Comment No. 6, paragraph 92.

¹⁹⁴ General Comment No. 6, paragraph 92.

¹⁹⁵ Inquiry concerning the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland carried out by the Committee under article 6 of the Optional Protocol to the Convention (CRPD/C/15/4*).

¹⁹⁶ Inquiry concerning the United Kingdom, paragraph 33.

¹⁹⁷ Inquiry concerning the United Kingdom, paragraph 36.

¹⁹⁸ Inquiry concerning the United Kingdom, paragraph 42.

らない¹⁹⁹。

71. 委員会は、総括所見において、当該締約国の福祉制度を反映した非常に具体的な勧告を行った。たとえば、社会保障支援を受けるための申請と受給資格に関する家族ベースの評価を個人ベースの評価に置き換え²⁰⁰、機能障害の原因（戦争関連障害とその他の障害）に基づく差別的基準を廃止することを勧告した²⁰¹。

ii. 司法と手続き上の配慮へのアクセス（第 13 条）

72. 締約国は、障害のある人が他者と平等に司法にアクセスできるようにする義務を負っている。委員会は、一般的な意見の 6 つのうち 5 つ²⁰²、通報に関する 5 つの見解²⁰³、および多くの総括所見の条約第 13 条の下で、この義務に言及した。

73. 委員会は、司法へのアクセスには、アクセシビリティ、手続き的配慮および合理的配慮²⁰⁴、および法的能力の権利（第 12 条）²⁰⁵の確保が不可欠であると強調した。一般的な意見 No.1 では、締約国は、法的能力を認識することを超えて、障害のある人が法的代理人²⁰⁶にアクセスできるようにし、彼らの訴えと意見が警察官、ソーシャルワーカーおよび他の最初に対応する人々によって、障害のない人と同じに重んじられることを保証しなければならないと留意した²⁰⁷。通報ノーブル対オーストラリア (CRPD/C/16/D/7/2012) に関する見解では、委員会は、知的障害を理由に被告を裁判での弁論「不適格」と宣言した締約国の決定、そして、彼の法的能力を行使するための支援や配慮の欠如²⁰⁸は、第 13 条違反であるとした。

¹⁹⁹ Inquiry concerning the United Kingdom, paragraph 114.

²⁰⁰ Concluding observations on China (Hong Kong) (CRPD/C/CHN/CO/1), paragraph 80.

²⁰¹ Concluding observations on Bosnia and Herzegovina (CRPD/C/BIH/CO/1), paragraph 51.

²⁰² All general comments, except General Comment No. 4 on inclusive education.

²⁰³ *A.M. v. Australia* (CRPD/C/13/D/12/2013), *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013), *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013), *Noble v. Australia* (CRPD/C/16/D/7/2012), *X. v. Tanzania* (CRPD/C/18/D/22/2014), *Makarov v Lithuania* (CRPD/C/18/D/30/2015).

²⁰⁴ General Comment No. 2, paragraph 37.

²⁰⁵ General Comment No. 1, paragraph 38.

²⁰⁶ General Comment No. 1, paragraph 38.

²⁰⁷ See General Comment No. 1, paragraph 39. In addition, General Comment No. 3, paragraph 52 notes that women with disabilities face barriers to accessing justice which can lead to their credibility being doubted and their accusations being dismissed.

²⁰⁸ *Noble v. Australia* (CRPD/C/16/D/7/2012).

74. 委員会は、合理的配慮と手続き的配慮の区別を強調した²⁰⁹。合理的配慮とは反対に、手続き的配慮と年齢に適した配慮は、対応措置の釣り合いの制約を受けない²¹⁰。締約国は、障害のある人が司法制度に完全にアクセスできるように、アクセシビリティ、手続き上の配慮、合理的配慮²¹¹、その他の支援を確保しなければならない。手続き的配慮には、多様なコミュニケーション方法を認識し、特定の状況でのビデオによる証言を可能にし、プロの手話言語通訳や他の支援方法を提供することが含まれる²¹²。その判定において委員会は、締約国が陪審員として召喚されたとする者に手話言語通訳²¹³とリアルタイム字幕²¹⁴を提供しなかったことを非難した。

iii. 身体的自由と安全の権利（第 14 条）および自立生活および地域社会へのインクルージョンの権利（第 19 条）：脱施設への道

75. すべての障害のある人、特に知的障害のある人および心理社会的障害のある人は、条約第 14 条に従って身体的自由と安全の権利を有する。自由の権利は、誰もが権利を有する最も貴重な権利の 1 つである²¹⁵。委員会は、2014 年に提出された第 14 条（CRPD/C/12/2、附属書 IV）の声明および 2015 年に採択された障害のある人の自由と安全の権利に関するガイドライン（A/7255 附属書）でその重要性を確認した。これらの文書において、委員会は、自分自身または他者に対する危険を理由にするものを含め、実際のまたは知覚された障害に基づいた拘禁の絶対的な禁止を強調した²¹⁶。これには、「裁判に不適格」または司法制度で刑事責任を負う能力欠如の宣言に基づく、精神保健またはその他の種類の施設での拘禁が含まれる²¹⁷。障害のある人が拘留された場合、締約国は、拘禁場所をアクセシブルにし、人道的な生活条件²¹⁸を提供し、その状況の監視と見直しの仕組みを実施しなければならない

²⁰⁹ Also called “procedural adjustments” in some older concluding observations. See for instance concluding observations on Panama (CRPD/C/PAN/CO/1), paragraph 33.

²¹⁰ General Comment No. 6, paragraph 51.

²¹¹ Concluding observations on Costa Rica (CRPD/C/CRI/CO/1), paragraphs 26 and 28.

²¹² General Comment No. 1, paragraph 39.

²¹³ *Beasley v. Australia* (CRPD/C/15/D/11/2013).

²¹⁴ *Lockrey v. Australia* (CRPD/C/15/D/13/2013).

²¹⁵ Guidelines on the right to liberty and security of persons with disabilities (A/7255 Annex), paragraph 3.

²¹⁶ Guidelines on the right to liberty and security of persons with disabilities, paragraphs 6-9.

²¹⁷ Guidelines on the right to liberty and security of persons with disabilities, paragraph 16.

²¹⁸ Guidelines on the right to liberty and security of persons with disabilities, paragraph 17.

い²¹⁹。

76. 施設化に関して委員会は、身体の自由の権利と条約第 19 条にうたわれている自立生活および地域社会へのインクルージョンの権利との関係を強調した²²⁰。締約国の定期的な審査の中で、障害のある人の施設収容に関する強い懸念を表明し、各国に脱施設化戦略とプログラムを採用するよう要請した（主に第 14 条に基づく勧告で）。2017 年に採択された自立生活および地域社会へのインクルージョンに関する一般的意見 No. 5 で、委員会は施設的な場²²¹を定義し、脱施設化措置には包括的なサービスとコミュニティ開発プログラムを伴う必要があると強調した²²²。

iv. 法律の前での平等な認識と支援による意思決定（第 12 条）

77. 法律の前での平等な認識は、他の人権の行使に不可欠な人権保護の基本的な一般原則である²²³。この権利と締約国にとってのその意義は、2014 年に委員会が採択した最初の一般的意見で説明されている。第 12 条は障害のある人の追加の権利を定めておらず、法律の前での平等を確保する際に締約国が考慮しなければならない要素について述べていることを強調し、この条項は即時の実施義務の対象であるとした²²⁴。委員会は、特に後見制度や精神保健法の下での、障害に基づく法的能力の権利の否定は差別であり、禁止されることを強調した。締約国は、法律のすべての分野において、障害のある人の法的能力の権利が他者と不平等に制限されないことを保証しなければならない²²⁵。したがって、知的障害および心理社会的障害のある人を含むすべての障害のある人は、他の人と同じ権利、特に投票する権利、結婚し家族をつくる権利、生殖の権利、親権、親密な関係と治療に同意する権利、および自由の権利を行使する、同じ法的能力をもつ²²⁶。

78. 法律の前に平等に認められる権利は、代理の意思決定パラダイム²²⁷から、支援された意

²¹⁹ Guidelines on the right to liberty and security of persons with disabilities, paragraph 19.

²²⁰ Guidelines on the right to liberty and security of persons with disabilities, paragraph 9.

²²¹ General Comment No. 5, paragraph 16.

²²² General Comment No. 5, paragraph 33.

²²³ General Comment No. 1, paragraph 1.

²²⁴ General Comment No. 1, paragraph 30.

²²⁵ General Comment No. 1, paragraph 7.

²²⁶ General Comment No. 1, paragraphs 8 and 31.

²²⁷ The Committee describes different forms of substitute decision-making regimes in paragraph 27 of General Comment No. 1.

思決定²²⁸への移行を意味する。これも締約国への総括所見で委員会が体系的に行った勧告である²²⁹。委員会は、一般的意見 No.1 において、障害のある人の法的能力²³⁰の行使において、権利、意志および選好を尊重した支援を提供する義務が締約国にあると説明した²³¹。たとえば、障害のある人は、特定のタイプの決定の法的能力の行使を支援する 1 人以上の信頼できる支援者を選択するか、ピアサポート、アドボカシー（権利擁護。自己権利擁護支援を含む）あるいはコミュニケーションの支援などの他の形式の支援を求めることができる。これには、理解しやすい様式での情報の提供、および多様で型にはまらないコミュニケーション方法の開発と承認などを含む、アクセシビリティとユニバーサルデザインに関する措置が含まれる²³²。委員会はまた、相当な努力が行われた後でも、個人の意思と選好を決定することが現実的でない場合、「意思と選好の最良の解釈」が第三者の観点からの「最善の利益」の決定に取って代わる必要があると判断した²³³。

79. 最後に、締約国は、法的能力の行使のために適切かつ効果的な保護手段を作成しなければならず、これには不当な影響からの保護を含めるべきであると、委員会は強調した²³⁴。

v. すべての環境における、生命の権利および虐待、暴力、有害な行為からの自由（第 10、16、17 条）

80. 委員会は、総括所見において、締約国に対し、障害のある子ども²³⁵および成人に対して犯された「思いやりのある」または「名誉ある殺人」²³⁶および儀式犯罪²³⁷、そしてアルビニズム²³⁸の人に対する暴力犯罪を排除する措置を講じることを強く勧告した。締約国は、自殺

²²⁸ General Comment No. 1, paragraph 3. The Committee provides detailed information on the key provisions supported decision-making regimes should contain in paragraph 29 of the General Comment.

²²⁹ See for instance the very first concluding observations of the Committee: concluding observations on Tunisia (CRPD/C/TUN/CO/1), paragraph 23.

²³⁰ General Comment No. 1, paragraph 16.

²³¹ General Comment No. 1, paragraph 17.

²³² General Comment No. 1, paragraph 17.

²³³ General Comment No. 1, paragraph 21.

²³⁴ General Comment No. 1, paragraphs 20 and 22.

²³⁵ See for instance concluding observations on Bolivia (CRPD/C/BOL/CO/1), paragraph 23.

²³⁶ Concluding observations on Oman (CRPD/C/OMN/CO/1), paragraph 22.

²³⁷ Concluding observations on Gabon (CRPD/C/GAB/CO/1), paragraph 25.

²³⁸ See for instance concluding observations on Kenya (CRPD/C/KEN/CO/1), paragraph 20.

²³⁹を含む死因を特定するためのすべての可能な措置、および障害のある人が恣意的な生命の剥奪を受けないことを保証するための措置を採用、監視、実施する必要がある²⁴⁰。委員会は、現実に心理社会的障害のある人と知的障害のある人は、刑事訴訟における手続き的配慮の欠如により、死刑の大きなリスクに直面する可能性があることに留意し、死刑を他の刑事制裁²⁴¹に置き換えることを奨励した²⁴²。

81. 生命維持治療およびケアの終了または撤回に関連して、委員会は、代替意思決定制度の適用は障害のある人の生命の権利と矛盾することを強調した²⁴³。締約国は、「支援死」を求める人が、適切な緩和ケア、障害者支援、在宅介護、および人としての開花を支援するその他の社会的措置によって、代わりの選択肢が選べ、尊厳ある生が可能となるようにすべきである²⁴⁴。国はまた、障害のある人の自殺の危険の状況を予防、調査、対処すべきである²⁴⁵。

82. 委員会は、障害のある人に対するあらゆる種類の暴力を非難し、締約国に対し、暴力行為を防止、捜査、制裁する措置を講じるよう勧告した。このような行為には、いじめ²⁴⁶やサイバーいじめ²⁴⁷などの嫌がらせ²⁴⁸、障害のある成人²⁴⁹や子供に対する体罰²⁵⁰、配偶者間強姦や近親相姦²⁵¹などの性的暴力²⁵²、施設内で発生する暴力²⁵³が含まれる。委員会は主に家族間

²³⁹ See for instance concluding observations on Cyprus (CRPD/C/CYP/CO/1), paragraph 30.

²⁴⁰ Concluding observations on Iran (CRPD/C/IRN/CO/1), paragraph 23.

²⁴¹ Concluding observations on Iran (CRPD/C/IRN/CO/1), paragraph 23.

²⁴² Concluding observations on Iran (CRPD/C/IRN/CO/1), paragraph 22.

²⁴³ Concluding observations on the United Kingdom (CRPD/C/GBR/CO/1), paragraph 26; Concluding observations on Spain (CRPD/C/GESP/CO/1), paragraphs 29-30.

²⁴⁴ Concluding observations on Canada (CRPD/C/CAN/CO/1), paragraph 24.

²⁴⁵ Concluding observations on Sweden (CRPD/C/SWE/CO/1), paragraph 30; concluding observations on China, Hong Kong (CRPD/C/CHN/CO/1), paragraphs 63-64.

²⁴⁶ General Comment No. 4, paragraph 51.

²⁴⁷ Concluding observations on New Zealand (CRPD/C/NZL/CO/1), paragraphs 49-50.

²⁴⁸ See for instance concluding observations on Montenegro (CRPD/C/MNE/CO/1), paragraph 13(d).

²⁴⁹ See for instance concluding observations on Qatar (CRPD/C/QAT/CO/1), paragraph 28.

²⁵⁰ Concluding observations on Canada (CRPD/C/CAN/CO/1), paragraph 24.

²⁵¹ Concluding observations on United Arab Emirates (CRPD/C/ARE/CO/1), paragraphs 31-32.

²⁵² See for instance concluding observations on Cyprus (CRPD/C/CYP/CO/1), paragraph 40.

²⁵³ See for instance concluding observations on Latvia (CRPD/C/LVA/CO/1), paragraphs 28-29; concluding observations on Bosnia and Herzegovina (CRPD/C/BIH/CO/1), paragraphs 30-31.

暴力に²⁵⁴ついて言及していたが、自宅内暴力のすべてのケースが家族間暴力であるわけではないため、現在では「家族間および家族間外の暴力」²⁵⁵により頻繁に言及している。X 対タンザニアの事例で述べたように、締約国は、障害のある人に対する暴力行為を防止し、効率的に捜査し、処罰するために必要なすべての措置を講じなければならない。その事例で委員会は、アルビニズムのために 2 人の見知らぬ人によって片腕が切断されたタンザニア人の場合、国が必要な措置を講じなかったことは、彼の身体的および精神的完全性の保護の失敗だとした。さらに、委員会は、締約国に対し、秘密が守られる苦情のメカニズム、避難所およびその他の支援措置を含む、アクセス可能でインクルーシブな支援サービスを確保するよう勧告した。欧州評議会の加盟国に対して、一般的にはよく「イスタンブール条約」と呼ばれる、「女性に対する暴力と家族間暴力の防止と闘争に関する条約」を批准するよう奨励した²⁵⁶。

vi. 健康（第 25 条）、ハビリテーションおよびリハビリテーション（第 26 条）および強制入所と強制治療の禁止（第 12、14、15、16、17 条）

性と生殖に関する健康と権利、ハビリテーションとリハビリテーションを含む健康へのアクセス

83. CRPD 第 25 条の下で、障害のある人は、障害に基づく差別なしに、達成可能な最高水準の健康を享受する権利を有している。これは、締約国が、性と生殖の健康と権利、ならびに精神保健に関連するものを含め、障害のある人への医療、ハビリテーションおよびリハビリテーションへのアクセスを拒否できないことを意味する。

84. 一般的意見 No.2 において委員会は、医療サービスは障害のある人にとってアクセス可能でなければならず、アクセシビリティのジェンダーの側面を考慮に入れなければならないことに留意した²⁵⁷。後に、一般的意見 No.6 で、一般的な医療施設とサービスはアクセス可能であるだけでなく、障害のある人が地域社会の中で実際に利用でき、適応性があり、受け入れられ、入院、手術、医療相談において一部の障害のある人が必要とする支援を含む必要があるとした。病院と自宅での看護師、理学療法士、精神科医、または心理専門職の提供

²⁵⁴ See concluding observations on Denmark (CRPD/C/DNK/CO/1), paragraph 40;

²⁵⁵ Concluding observations on Luxembourg (CRPD/C/LUX/CO/1), paragraph 33.

²⁵⁶ See for instance concluding observations on Cyprus (CRPD/C/CYP/CO/1), paragraph 40; concluding observations on Italy (CRPD/C/ITA/CO/1), paragraph 44.

²⁵⁷ General Comment No. 2, paragraph 40. This includes accessible reproductive health care for women and girls with disabilities, including gynecological and obstetric services.

は、第 25 条に基づく締約国の義務の履行の一部であることに留意した²⁵⁸。HM 対スウェーデンの事例で委員会は、大きなリスクなしに家を出ることができない変性疾患のある女性に対して、地方自治体が、リハビリテーションと健康維持のための水治療法用プールを自分の所有地に設置する建築の許可を拒否したことは、CRPD 違反だと判断した²⁵⁹。

85. 「生殖の権利」は委員会の最初の一般的意見で言及されており²⁶⁰、その後の総括所見と一般的意見では「性と生殖に関する健康と権利」と続けて言及されてきた²⁶¹。委員会は、特に障害のある女性はその権利を確保することは特に重要であると指摘した。なぜなら、彼らはしばしば無性愛 (asexual) または性的過剰²⁶²、あるいは性交に同意できない²⁶³と描かれる固定観念の犠牲者であるからである。締約国は、障害のある人の生殖と性の両方の健康と権利を確保すべきである。例えば、HIV / AIDS およびその他の性感染症²⁶⁴に関する情報を含む性と生殖の健康と権利に関する情報が障害のある人に提供され、障害のある女性が安全な中絶のためのサービスに平等にアクセスできることを保証する必要がある²⁶⁵。

非自発的な治療と入所の禁止

86. 条約の第 12 条、14 条、および 15 条に沿って、委員会は、その人の危険性の疑い、または機能障害に基づくその他の要素を理由とした、医療施設でのあらゆる形態の非自発的な治療および拘留を禁止する。法律の前での平等な認識に関する一般的意見 No.1 において委員会は、精神科医およびその他の保健医療専門家による強制治療は、法律の前での平等な認識の権利 (第 12 条)²⁶⁶、個人をそのままの状態で保護すること (第 17 条)、拷問からの

²⁵⁸ General Comment No. 5, paragraph 89.

²⁵⁹ *H.M vs. Sweden* (CRPD/C/7/D/3/2011). In particular, the State failed to provide reasonable accommodation and to fulfil its obligations concerning non-discrimination, the right of living independently and being included in the community, the rights to health and rehabilitation, in violations of articles 5(1), 5(3), 19(b), 25 and 26, read alone and in conjunction with articles 3(b), (d) and (e), and 4(1)(d) of the Convention.

²⁶⁰ General Comment No. 1, paragraphs 8, 29 and 35.

²⁶¹ See for instance General Comment No. 3, paragraphs 28 and 38-46.

²⁶² General Comment No. 3, paragraph 40. See also concluding observations on Canada (CRPD/C/CAN/CO/1), paragraph 45.

²⁶³ General Comment No. 1, paragraph 35.

²⁶⁴ See for instance concluding observations on Haiti (CRPD/C/HTI/CO/1), paragraph 45.

²⁶⁵ Concluding observations on Canada (CRPD/C/CAN/CO/1), paragraphs 45-46.

²⁶⁶ It denies the legal capacity of a person to choose medical treatment in violation of article 12 of the Convention, see reference below.

自由（第 15 条）、暴力、搾取、虐待からの自由（第 16 条）の侵害であると強調した²⁶⁷。委員会はまた、第 14 条のガイドラインにおいて、精神保健機関への非自発的および合意のない引き渡し、および自由の剥奪中の合意のない治療を非難した²⁶⁸。近年委員会は、「非自発的な入所と治療にかかわる精神障害のある人の人権と尊厳の保護」に関する欧州評議会の条約「生物学と医学の適用に関する人権と人間の尊厳の保護：精神障害のある人の不本意な入所に関する人権と尊厳の保護に関する人権と生物医学に関する条約（オビエド条約）」の追加議定書の採択に反対した。これは CRPD の文字通りの意味にも精神にも反している²⁶⁹。

87. さらに、委員会は、締約国に対し、あらゆる形態の強制不妊措置および医学的またはホルモン療法の介入（例、ロボトミーまたはアシュリー療法）、強制的中絶、合意のない避妊、「性的行動を制御する」薬物²⁷⁰を含む強制薬物投与および強制的電気ショック²⁷¹の禁止を勧告した。また女性の性器切除、そしてインフォームドコンセントなしでインターセックスの子どもに施された手術または治療を非難した²⁷²。多くの場合、これらの慣行は拷問、残酷、非人道的または品位を傷つける処罰に相当すると考えた²⁷³。

vii. インクルーシブ教育（第 24 条）

88. 条約第 24 条は締約国に、「あらゆるレベルと生涯学習のインクルーシブ教育システム」の確保を求めている。委員会は、この条項に基づく締約国の義務に関する追加の指針を、2016 年に採択されたインクルーシブ教育に関する一般的意見 No. 4 で提供した。

89. 委員会は、その最も古い総括所見において、あらゆる形態の分離教育を明示的に禁止していなかったため、状況によっては障害児向けの専門学校が受け入れられるかどうかにつ

²⁶⁷ General Comment No. 1, paragraph 42.

²⁶⁸ Guidelines on article 14, paragraphs 10 and 11.

²⁶⁹ See for instance concluding observations on Slovenia (CRPD/C/SVN/CO/1), paragraph 24.

²⁷⁰ Concluding observations on the Russian Federation (CRPD/C/RUS/CO/1), paragraph 34.

²⁷¹ See General Comment No. 3, paragraph 61; General Comment No. 6, paragraph 7; concluding observations on the United Kingdom (CRPD/C/BGR/CO/1), paragraph 37.

²⁷² General Comment No. 3, paragraph 44. Regarding corrective surgery on intersex people see also concluding observations on Morocco (CRPD/C/MAR/CO/1), paragraphs 36-37.

²⁷³ See concluding observations of the Committee under articles 15 and 17.

いていくらか混乱があった²⁷⁴。その後委員会は、排他的かつ分離された教育が、条約に違反する障害に基づく差別の一形態であると明示的に述べた²⁷⁵。委員会は一般的意見 No. 4 で、教育の財政、管理、設計、実施、監視のための国の法律、政策、およびメカニズムにおける教育システムの徹底的な変革を必要とすることに留意して²⁷⁶、インクルーシブ教育の権利を詳細に定義した²⁷⁷。分離された教育をインクルーシブ教育に完全に置き換えることを締約国に勧告し²⁷⁸、この義務は漸進的な実現の対象であるが、締約国は障害のある子どもの通常学校からの排除を直ちにやめ、合理的配慮を提供しなければならないことを強調した²⁷⁹。

90. 2018年6月、委員会はスペインに対する調査に関する報告書（CRPD/C/20/3）を発表した。このなかで、締約国は障害を理由に差別的排除と教育的隔離の構造的パターンを永続化させていること、とりわけ知的障害および心理社会的障害、および重複障害のある人に大きな影響を与えていることを明らかにした。無差別と機会均等の権利に基づくインクルーシブなシステムは、障害のある学習者のための分離した教育システムの廃止を必要とすると強調した²⁸⁰。

viii. 危険な状況と緊急事態（第11条）

91. 委員会は、条約第11条に沿って、危険な状況と緊急事態における障害のある人の状況への対応に特に積極的に取り組んできた。第11条に関連した8つの声明を採択し、そのうち6つは、過去または進行中の災害²⁸¹または武力紛争²⁸²の影響を受けた国の障害のある人

²⁷⁴ See for instance concluding Observations on Spain (CRPD/C/ESP/CO/1) paragraph 44(b) recommending to “ensure that the decisions to place children with a disability in a special school or in special classes, or to offer them solely a reduced-standard curriculum, are taken in consultation with the parents.”

²⁷⁵ See for instance concluding observations on Croatia (CRPD/C/HRV/CO/1), paragraph 36.

²⁷⁶ General Comment No. 4, paragraph 9.

²⁷⁷ General Comment No. 4, paragraph 9.

²⁷⁸ For instance concluding observations on Cyprus (CRPD/C/CYP/CO/1), paragraph 50.

²⁷⁹ See General Comment No. 4, paragraphs 40-41 and Concluding Observations on Kenya (CRPD/C/KEN/CO/1), paragraph 44.

²⁸⁰ Inquiry concerning Spain (CRPD/C/20/3), paragraph 82.

²⁸¹ Statement of the CRPD Committee on the situation in Haiti (A/66/55, Annex XI); Statement on the earthquake and tsunami in Chile (A/66/55, annex XII); Statement on the earthquake in Qinghai (A/66/55, annex XIII); Joint statement CRPD/CRC/CEDAW on the Pakistan Floods (A/66/55, annex XIV); Statement on the situation of persons with disabilities affected by disasters in Peru, Ecuador and Colombia.

²⁸² Statement on persons with disabilities being forgotten victims of the Syrian conflict.

の特定の状況に関するものである。国際レベルでは、第3回「災害リスク削減とその先に関する世界会議」²⁸³および「世界人道サミット」²⁸⁴で障害のインクルージョンを提唱した。

92. アクセシビリティに関する一般的意見 No.2、自立生活と地域社会へのインクルージョンに関する No.5、平等と無差別に関する No.6 で、特に第11条について詳しく述べた。委員会は、危機と人道上の緊急事態²⁸⁵のあらゆる状況で、特に水、衛生、食料、避難所などの基本的な必需品への平等なアクセスに関して²⁸⁶、無差別の原則が確保されなければならないと強調した。障害のある人が緊急時サービスにアクセスできるようにし²⁸⁷、すべての災害リスク管理活動に支援サービスを含める必要がある²⁸⁸。さらに、災害後の復興努力の優先事項としてアクセシビリティを組み込む必要がある²⁸⁹。2015年9月以来、委員会は、締約国が仙台防災枠組 2015-2030 を実施することを体系的に勧告している²⁹⁰。

ix. 労働と雇用（第27条）

93. 委員会は、アクセシビリティに関する一般的意見 No.2²⁹¹、障害のある女性に関する一般的意見 No.3²⁹²、自立生活と地域社会へのインクルージョンに関する一般的意見 No.5²⁹³および平等と無差別に関する一般的意見 No.6²⁹⁴で、労働と雇用に関する第27条に言及した。特にアクセシビリティ、合理的配慮、および障害のある人が仕事と雇用に完全にアクセスできるようにするために必要な支援措置を取り上げた。委員会は、一般的意見 No.6 で、締約国は分離された労働環境からの移行を促進し、障害のある人が最低賃金以上の賃金を支払われ、就労開始時に障害手当の恩恵を失うことがないようにすべきだと強調した。

²⁸³ Statement on Disability Inclusion in the Third World Conference on Disaster Risk Reduction and Beyond (2014).

²⁸⁴ Statement on disability inclusion for the World Humanitarian Summit (September 2015).

²⁸⁵ General Comment No. 6, paragraph 43.

²⁸⁶ General Comment No. 6, paragraph 44.

²⁸⁷ General Comment No. 2, paragraph 36.

²⁸⁸ General Comment No. 5, paragraph 79.

²⁸⁹ General Comment No. 2, paragraph 36.

²⁹⁰ See for instance concluding observations on the European Union (CRPD/C/EU/CO/1), paragraph 33, or on Serbia (CRPD/C/SRB/CO/1), paragraph 19.

²⁹¹ General Comment No. 2, paragraph 41.

²⁹² General Comment No. 2, paragraph 58.

²⁹³ General Comment No. 2, paragraph 91.

²⁹⁴ General Comment No. 2, paragraph 67.

94. 委員会は、締約国が、公共部門および民間部門の障害のある人への肯定的行動措置 (affirmative action measures) やの雇用を増やすためインセンティブを採用するよう勧告した²⁹⁵。例えば、効果的なメカニズムと不遵守に対する制裁を備えた割り当て雇用制度である²⁹⁶。雇用主が補助金を受けるのが困難な場合、障害のある求職者が不利な立場に置かれるなど、統合補助金などの肯定的措置が間接差別にならないようにしなければならない²⁹⁷。

95. 委員会はまた、障害のある人は他の人と平等に、強制労働²⁹⁸、職場での搾取や嫌がらせから保護されるべきであると強調した²⁹⁹。

F. 誰一人取り残さない：国際開発戦略における障害者の権利

96. 2015年以降の開発アジェンダに関する議論で、委員会は障害のある人の権利を含めることを主張した。2013年5月の声明では、持続可能であるために開発目標は人権に基づくアプローチに根ざし、すべての障害のある人の市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利の享有に留意すべきだとした³⁰⁰。2014年1月、持続可能な開発目標に関する公開作業グループの第8回会合に参加した国連加盟国に対して、委員会は同様の点を強調した。

97. 2015年9月に持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されて以来、委員会は、最新の一般的意見と総括所見で、アジェンダとその持続可能な開発目標への言及を含めている。特に、締約国が、あらゆるレベルでのアジェンダの実施と監視³⁰¹において障害のある人の権利を主流化し、2030アジェンダと一貫した方法で障害インクルーシブな指標を確実に開発し、使用するよう勧告している³⁰²。委員会は、総括所見で、具体的な目標とターゲットをとりあげて2030アジェンダに言及している。すなわち、貧困の終結に関する目標1と

²⁹⁵ See for instance inquiry concerning the United Kingdom, paragraph 22; concluding observations on Paraguay (CRPD/C/PRY/CO/1), paragraph 64; concluding observations on Croatia (CRPD/C/HRV/CO/1), paragraph 42.

²⁹⁶ Concluding observations on Kenya (CRPD/C/KEN/CO/1), paragraph 48.

²⁹⁷ See *Liliane Gröninger v. Germany* (CRPD/C/D/2/2010).

²⁹⁸ See for instance inquiry concerning the United Kingdom, paragraph 25.

²⁹⁹ Concluding observations on Mexico (CRPD/C/MEX/CO/1), paragraph 52.

³⁰⁰ See Statement of the CRPD Committee on including the rights of persons with disabilities in the post 2015 agenda on disability and development (May 2013).

³⁰¹ See for instance concluding observations on Panama (CRPD/C/PAN/CO/1), paragraph 63.

³⁰² General Comment No. 6, paragraph 71.

ターゲット 1.2、1.3、1.4³⁰³；健康と幸福に関する目標 3 とターゲット 3.7、3.8³⁰⁴；質の高い教育に関する目標 4 とターゲット 4.1、4.5、4.a³⁰⁵；ジェンダーの平等の目標 5 とターゲット 5.1、5.2、5.3、5.5、5.6³⁰⁶；人間らしい仕事と経済成長に関する目標 8 とターゲット 8.5³⁰⁷；産業革新とインフラストラクチャに関する目標 9³⁰⁸；不平等の削減に関する目標 10 とターゲット 10.2、10.3³⁰⁹；持続可能な都市と地域社会に関する目標 11 とターゲット 11.2（すべての人のための交通システム）、11.7（公共空間へのアクセス）³¹⁰；平和、正義、強力な制度に関する目標 16 とターゲット 16.2、16.3、16.7³¹¹；目標達成のためのパートナーシップに関する目標 17 とターゲット 17.18³¹²である。

³⁰³ Under article 28 CRPD.

³⁰⁴ Under articles 23 and 25 CRPD.

³⁰⁵ Under article 24 CRPD.

³⁰⁶ Under articles 6, 16, 17 and 25 CRPD.

³⁰⁷ Under article 27 CRPD.

³⁰⁸ Under article 9 CRPD.

³⁰⁹ Under article 5 and 28 CRPD.

³¹⁰ Under article 9 and 30 CRPD.

³¹¹ Under articles 7 and 13 CRPD.

³¹² Under article 31 CRPD.